平成２４年（フ）第１４８号
兵庫県川西市加茂４丁目８番２―601号
債務者　柿元　民央
1　決定年月日時　平成24年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１６７号
兵庫県伊丹市春日丘４丁目74番地の３
債務者　井上　佳英
1　決定年月日時　平成24年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１９０号
兵庫県川辺郡猪名川町つつじが丘５丁目38番地８
債務者　今川　幸代
1　決定年月日時　平成24年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第４１６号
兵庫県西宮市甲子園口北町１番21―302号
債務者　古川　直哉
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４０号
兵庫県豊岡市日撫292番地の14
債務者　大伴　紳子
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第１８０号
盛岡市厨川２丁目18番14―104号
債務者　山崎三千男
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第４６号
宮城県角田市神次郎字正覚寺177番地
債務者　佐藤　武一
1　決定年月日時　平成24年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第９号
さいたま市緑区大崎2610―226号室、前住所秋田県由利本荘市西沢字上屋敷57―１
債務者　髙橋　　茂
1　決定年月日時　平成24年７月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第２９号
秋田県にかほ市金浦字上林６番地
債務者　齋藤　元博
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第３２号
石川県羽咋市大町ソ84番地、従前の住所石川県金沢市疋田１丁目218番地
債務者　濵田美千代
1　決定年月日時　平成24年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第４７号
三重県伊賀市大野木1997番地、前住所三重県伊賀市山出1574番地の46
債務者　松村　　優
1　決定年月日時　平成24年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第１２４号
兵庫県明石市魚住町鴨池12番地の３　ベネフィス鴨池Ⅰ―201号
債務者　南　亜喜夫
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１２５号
兵庫県明石市魚住町鴨池12番地の３　ベネフィス鴨池Ⅰ―201号
債務者　南　　京子
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１３９号
兵庫県明石市大久保町西脇364番地の１　県住８棟307号
債務者　丹後　　泉（旧姓エヒエムア）
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１４６号
兵庫県明石市貴崎３丁目１番８―501号
債務者　岩村　悦子
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１４８号
兵庫県明石市藤江1463番地の１　カサグランデ藤江105号
債務者　西川久美子
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第３７号
愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2575番地４
債務者　山上しのぶ
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
松山地方裁判所宇和島支部